

環政第956号

令和2年3月26日

エトリオン・エネルギー3合同会社

代表者 株式会社サンシャインエナジー

職務執行者 加藤 隆洋 様

埼玉県知事 大野 元 裕



さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書について（通知）

埼玉県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、標記調査計画書について別紙のとおり意見を述べます。

## 意見書

さいたま小川町メガソーラーについての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

### 記

#### 1 事業計画について

調査計画書に示された事業概要によると、大規模な盛土や森林の伐採により事業計画地内の土地を大幅に改変する事業計画となっている。

太陽光発電事業は発電時に温室効果ガスを排出しないクリーンな発電事業であるが、大規模開発を伴う場合には環境保全上の懸念が生じることから、詳細な事業計画の策定にあたっては、計画区域周辺の地域の特性を踏まえて、以下の点に留意すること。

ア 事業計画地外からの土砂の搬入は交通量の増加による沿道環境の悪化やCO<sub>2</sub>排出量の増加を伴うため、できる限り影響の回避に努めること。

なお、造成（盛土・切土）計画については、複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。

イ 環境保全上の支障を生じさせた事例を参考とし、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電を導入する事業計画とすること。

ウ 当該事業地内では斜面の崩壊が従前から認められていることから、現況を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。

エ 供用後も適切な管理を継続するよう、パネルの交換などの発電施設のメンテナンスのほか、法面の構造や調整池の機能の保持などを含めた維持管理計画について検討すること。

その際には事業終了後の環境保全措置についても明らかにすること。

オ 環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。

#### 2 調査、予測及び評価について

##### (1) 全般的事項

ア 予測及び評価を実施する際には、雨水の排水方法やパネルの配置方法など、予測等に影響を与える条件について具体的に明らかにすること。

イ パネルの設置方法については、向きや高さなどの構造及びパネルの設置枚数等の積算根拠を明らかにするとともに、造成後の詳細な等高線など土

地改変の状況を分かりやすく示すこと。

ウ 資材運搬等の車両の走行による環境影響については、事業計画地外からの土砂の搬入に伴い、大型車両の交通量の増加が見込まれることから、交通安全対策を含めた交通流の変化を踏まえた予測評価を行うこと。

## (2) 騒音及び振動

パワーコンディショナー等の設備の設置場所については、工事中及び供用後の騒音及び振動を考慮し、周辺の住宅から距離を確保すること。

## (3) 水象

パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年の豪雨災害を踏まえて、ゴルフ場造成時の設計計算にとらわれず、調整池の容量を十分確保すること。

また、調整池のもつ機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適正に管理すること。

## (4) 地盤及び地象

ア ゴルフ場の造成工事の際に改変された土地の範囲及びその後の斜面崩壊などの状況を明らかにすること。

イ 盛土に使用する土砂の入手方法及び土質の管理方法について示した上で、土地の安定性について予測・評価すること。

## (5) 動物・植物・生態系

ア 森林の伐採範囲を示すとともに、供用後のパネル周辺の植生の管理について明らかにすること。

イ 谷沿いに盛土をする計画であり、湿地を好む動植物や谷沿いに出現する種への影響が予想される。影響を受けやすい環境の動植物の状況が把握できるよう、調査ルート等を配置すること。

また、生態系の影響予測においても、このような環境を好む種への影響が把握できるよう種を選定すること。

ウ 事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、行動範囲が分断されるおそれがあることから、その対策について具体的に示すこと。

エ 事業計画地外から搬入される土砂により、外来種が混入するおそれがあるため、その対策等を検討すること。

オ 事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かすこと。

#### (6) 景観及び自然とのふれあいの場

- ア 事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから、自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用状況を把握した上で、影響を評価すること。
- イ 主要な眺望点のみを調査地点としているが、コース沿いの眺望点や身近な景観における眺望点についても選定すること。

#### (7) 廃棄物

パネルやパワーコンディショナーの更新及び事業終了後の施設の撤去について実行可能性のある計画を示し、予測及び評価をすること。

### 3 事後調査等について

- ア 事後調査は供用開始後、安定的に発電するようになった段階で実施すること。
- イ 発電事業を終了した際には、必要な措置を講じた後、その旨を知事に報告すること。
- ウ 草刈り等、将来変更される可能性のある事業計画に係る評価項目については、予め現地調査を行っておき、事後調査等にてフォローアップをするなど柔軟な対応を検討すること。